

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和六年十二月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三十八号

#### 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部改正)

第一条 広島県情報公開・個人情報保護審査会設置条例(平成十六年広島県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第二十条 第五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第二十条 第五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(行政不服審査法施行条例の一部改正)

第二条 行政不服審査法施行条例(平成二十八年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(罰則) 第十三条 第七条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。	(罰則) 第十三条 第七条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(広島県個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第三条 広島県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和四年広島県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(旧条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第五十条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報(指定管理者の指定を受けた法人その他の団体にあっては、公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を含む。以下この項及び次項において同じ。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第三項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>附則</p> <p>(旧条例の廃止に伴う経過措置)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第五十条に規定する個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報(指定管理者の指定を受けた法人その他の団体にあっては、公の施設の管理の業務に関して知り得た個人情報を含む。以下この項及び次項において同じ。)を含む情報の集合物であつて、一定の事務又は業務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を前条の規定の施行後に提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>5 前項各号に掲げる者が、その事務又は業務に関して知り得た前条の規定の施行前において旧実施機関が保有していた旧条例第二条第三項に規定する保有個人情報を前条の規定の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

(職員との給与に関する条例の一部改正)

第四条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第十八条の二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し</p>	<p>第十八条の二 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 期末手当基準日前一箇月以内又は期末手当基準日から当該期末手当基準日に対応する期末手当支給日の前日までの間に離職した職員(前二号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し</p>

拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第十八条の三 (略)

一 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第四項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられなかつた場合

合

二・三 (略)

5-8 (略)

禁錮以上の刑に処せられたもの

第十八条の三 (略)

一 離職した日から当該期末手当支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第四項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 (略)

2・3 (略)

4 (略)

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

合

二・三 (略)

5-8 (略)

（職員の分限に関する手続及び効果等に関する条例の一部改正）

第五条 職員の方限に關する手続及び効果等に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（失職の特例）</p> <p>第五条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により拘禁刑以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>（失職の特例）</p> <p>第五条 任命権者は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 (略)</p>

（職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第六条 職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に</p>	<p>（退職手当の支払の差止め）</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一 職員が刑事事件に關し起訴（当該起訴に</p>

係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二  
2-4 (略)

5 (略)

一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三  
6-10 (略)

（退職後拘禁刑以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 (略)

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2-6 (略)

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 (略)

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2-6 (略)

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相額の納付）

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職を

係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二  
2-4 (略)

5 (略)

一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三  
6-10 (略)

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第十四条 (略)

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2-6 (略)

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 (略)

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 (略)

2-6 (略)

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相額の納付）

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職を

した者が当該刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5-8 (略)

た者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5-8 (略)

（特別職の退職手当に関する条例の一部改正）

第七条 特別職の退職手当に関する条例（昭和三十四年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（退職手当の支給制限等） 第四条（略）</p> <p>一 拘禁刑以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第八項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれらに準ずる退職をした者</p> <p>2 (略)</p> <p>一 特別職が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職したとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（拘禁刑以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關</p>	<p>（退職手当の支給制限等） 第四条（略）</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられたことによる失職、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第九条の二第八項の規定による失職（同法第十六条第一号に該当する場合を除く。）又はこれらに準ずる退職をした者</p> <p>2 (略)</p> <p>一 特別職が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>二 (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、第八項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合</p> <p>三 (略)</p> <p>6・7 (略)</p> <p>8 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に關</p>

<p>17 (略)</p> <p>16 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>11-15 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し拘禁刑以上の刑に処せられたとき。</p>	<p>17 (略)</p> <p>16 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に在職期間中の行為に係る刑事事件に關し起訴をされた場合において、当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられた後において第十項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る任命権者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該退職手当の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>11-15 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>一 当該退職をした者が在職期間中の行為に係る刑事事件に關し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p>
--	---

(広島県吏員恩給条例の一部改正)

第八条 広島県吏員恩給条例（昭和八年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル拘禁刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>三 (略)</p> <p>在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ依リ拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職力退隱料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 吏員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付拘禁刑以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月数</p> <p>四 (略)</p> <p>第二十条ノ二 退隱料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月</p>	<p>第九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 死刑又ハ無期若ハ三年ヲ超ユル懲役禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキ</p> <p>三 (略)</p> <p>在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ依リ禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ權利消滅ス但シ其ノ在職力退隱料ヲ受ケタル後ニ為サレタルモノナルトキハ其ノ再在職ニ因リテ生シタル權利ノミ消滅ス</p> <p>第十三条 (略)</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 吏員退職後在職中ノ職務ニ關スル犯罪（過失犯ヲ除ク）ニ付禁錮以上ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ犯罪ノ時ヲ含ム引續キタル在職年月数</p> <p>四 (略)</p> <p>第二十条ノ二 退隱料ハ之ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其</p>

ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クル事ナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ云渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

刑法(明治四十年法律第四十五号)第二十七條第三項(第一号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セズ

第二十五条 遺族扶助料ヲ受クル者三年以下ノ拘禁刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ遺族扶助料ハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

刑法第二十七條第三項(第二号ニ係ル部分ニ限ル)及第二十七條の七第三項(第一号ニ係ル部分ニ限ル)ノ規定ハ前二項ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ適用セズ

ノ月ノ翌月ヨリ其ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クル事ナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ云渡ヲ受ケタルトキハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

第二十五条 遺族扶助料ヲ受クル者三年以下ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ処セラレタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ其ノ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄遺族扶助料ヲ停止ス但シ刑ノ全部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ遺族扶助料ハ之ヲ停止セズ刑ノ一部ノ執行猶予ノ言渡ヲ受ケタルトキハ其ノ刑ノ内執行ガ猶予サレザリシ部分ノ期間ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月ノ翌月以降ハ之ヲ停止セズ之等ノ言渡ヲ猶予ノ期間中ニ取消サレタルトキハ取消ノ月ノ翌月ヨリ刑ノ執行ヲ終リ又ハ執行ヲ受クルコトナキニ至リタル月迄之ヲ停止ス

(広島県統計調査条例の一部改正)

第九条 広島県統計調査条例(平成二十一年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則) 第十五条 第七条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、二年以下の</p>	<p>(罰則) 第十五条 第七条の規定に違反して、県基幹統計調査の報告の求めであると人を誤認させるような表示又は説明をすることにより、当該求めに対する報告として、個人又は法人その他の団体の情報を取得した者は、二年以下の</p>

<p>拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 第十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十七条 第十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 第四条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p> <p>第十六条 第十三条第一項の規定に違反して、その業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十七条 第十三条第一項各号に掲げる者が、その取扱いに係る調査票情報を、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十八条 県基幹統計調査に関する業務に従事する者で当該県基幹統計調査の結果をして真実に反するものたらしめる行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第十九条 第四条に規定する県基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
---	--

(広島県青少年健全育成条例の一部改正)

第十条 広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4―7 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第四十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 第三十八条の三第一項又は第三十九条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>4―7 (略)</p>

(広島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第十一条 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。



次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第七十七条 第十一條、第十六條第一項、第二十八條、第三十三條第一項、第五十一條第二項又は第六十九條第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十条  次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十条  第八條第一項、第十條第一項、第二十五條又は第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第七十七条 第十一條、第十六條第一項、第二十八條、第三十三條第一項、第五十一條第二項又は第六十九條第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第八十条  次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 過失により、前項第一号の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第九十条  第八條第一項、第十條第一項、第二十五條又は第二十七條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>

(広島県立自然公園条例の一部改正)

第十二条 広島県立自然公園条例(昭和三十四年広島県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定認定機関)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4―6 (略)</p> <p>第四十一条  次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(指定認定機関)</p> <p>第十四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>一―三 (略)</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)、この条例若しくは広島県自然環境保全条例の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4―6 (略)</p> <p>第四十一条  次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p>

<p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一―五 (略)</p> <p>第四十三条 第十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一―五 (略)</p> <p>第四十三条 第十七条第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

(広島県自然環境保全条例の一部改正)

第十三条 広島県自然環境保全条例(昭和四十七年広島県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第四十四条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p>	<p>第四十四条 第十九条第一項若しくは第二項又は第二十六条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p>

(広島県野生生物の種の保護に関する条例の一部改正)

第十四条 広島県野生生物の種の保護に関する条例(平成六年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p> <p>第三十七条 第十四条第四項又は第二十一条第七項の規定により付された条件に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一・二 (略)</p> <p>第三十七条 第十四条第四項又は第二十一条第七項の規定により付された条件に違反した者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

(広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十五条 広島県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年広島県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則) 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。 一―三 (略)</p>	<p>(罰則) 第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 一―三 (略)</p>

(広島県動物愛護管理条例の一部改正)

第十六条 広島県動物愛護管理条例(昭和五十五年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則) 第十五条 第九条の規定による措置命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第十五条 第九条の規定による措置命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。</p>

(広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

第十七条 広島県心身障害者扶養共済制度条例(昭和四十五年広島県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金の支給停止) 第九条 (略) 一 (略) 二 拘禁刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 三 (略)</p>	<p>(年金の支給停止) 第九条 (略) 一 (略) 二 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。 三 (略)</p>

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第十八条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前

<p>(許可の基準等) 第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ―ヌ (略)</p> <p>二一六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一一三 (略)</p>	<p>(許可の基準等) 第十九条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者</p> <p>ハ―ヌ (略)</p> <p>二一六 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一一三 (略)</p>
--	---

(二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例の一部改正)

第十九条 二級河川における竹木の流送等の規制に関する条例(平成十四年広島県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(罰則) 第八条 第三条第一項の規定に違反して、竹木を流送した者は、三月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>改正前</p> <p>(罰則) 第八条 第三条第一項の規定に違反して、竹木を流送した者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p>
--	---

(広島県砂防指定地管理条例の一部改正)

第二十条 広島県砂防指定地管理条例(平成十四年広島県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

<p>改正後</p> <p>(罰則) 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一一五 (略)</p>	<p>改正前</p> <p>(罰則) 第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は二万円以下の罰金に処する。</p> <p>一一五 (略)</p>
--	---

(広島県屋外広告物条例の一部改正)

第二十一条 広島県屋外広告物条例（昭和二十四年広島県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則) 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。 一―三 (略)</p>	<p>(罰則) 第四十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一―三 (略)</p>

(金属くず業条例の一部改正)

第二十二條 金属くず業条例（昭和二十六年広島県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則) 第二十条 第三条、第四条又は第十条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は三万円以下の罰金に処する。 第二十一条 第六条第四項、第八条第一項、第十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条第二項若しくは第三項、第十五条、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則) 第二十条 第三条、第四条又は第十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。 第二十一条 第六条第四項、第八条第一項、第十一条、第十二条第一項若しくは第三項、第十三条第二項若しくは第三項、第十五条、第十六条第二項又は第十七条の規定に違反し、又は第十四条の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。</p>

(集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例の一部改正)

第二十三條 集団示威運動、集団行進及び集会に関する条例（昭和三十六年広島県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則) 第十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第四条の規定に違反して、同条の規定に</p>	<p>(罰則) 第十四条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。 一 (略) 二 第四条の規定に違反して、同条の規定に</p>

<p>よる許可を受けないで行われている集団運動について、当該集団運動が、同条の規定による許可を受けていないことを知りながら、当該集団運動の実施場所において、その参加者に対し、当該集団運動を行うよう指導し、又は扇動した者</p> <p>三 第四条の規定による許可の内容となつて いる実施日時又は実施場所を知らながら、 その実施場所において、当該集団運動の参加者に対し、その実施日時以外の日時又は 実施場所以外の場所において当該集団運動 が行われるよう指導し、若しくは扇動した 者</p> <p>四 第七条又は第九条第一項の規定により、 当該許可に付された条件の内容を知らながら、 当該集団運動の実実施場所において、そ の参加者に対し、当該集団運動の許可に付 された条件に違反して当該集団運動が行わ れるよう指導し、又は扇動した者</p>	<p>よる許可を受けないで行われている集団運動について、当該集団運動が、同条の規定による許可を受けていないことを知りながら、当該集団運動の実実施場所において、その参加者に対し、当該集団運動を行うよう指導し、又はせん動した者</p> <p>三 第四条の規定による許可の内容となつて いる実施日時又は実施場所を知らながら、 その実施場所において、当該集団運動の参加者に対し、その実施日時以外の日時又は 実施場所以外の場所において当該集団運動 が行われるよう指導し、若しくはせん動し た者</p> <p>四 第七条又は第九条第一項の規定により、 当該許可に付された条件の内容を知らながら、 当該集団運動の実実施場所において、そ の参加者に対し、当該集団運動の許可に付 された条件に違反して当該集団運動が行わ れるよう指導し、又はせん動した者</p>
---	---

(公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部改正)

第二十四条 公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例(昭和三十八年広島県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 常習として、第一項(第三号を除く。)の違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 常習として、第二項の違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 常習として、第三項の違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2―5 (略)</p> <p>6 常習として、第一項(第三号を除く。)の違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>7 常習として、第二項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>8 常習として、第三項の違反行為をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>

(拡声機による暴騒音の規制に関する条例の一部改正)

第二十五条 拡声機による暴騒音の規制に関する条例(平成五年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第十一条 第六条第一項の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第六条第二項又は第七条の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十一条 第六条第一項の規定による警察官の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第六条第二項又は第七条の規定による警察署長の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 (略)</p>

(広島県暴走族追放の促進に関する条例の一部改正)

第二十六条 広島県暴走族追放の促進に関する条例(平成十一年広島県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第十九条 指定暴力団等の威力を示して、第十六条又は第十七条の規定に違反する行為を行った者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十九条 指定暴力団等の威力を示して、第十六条又は第十七条の規定に違反する行為を行った者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。</p>

(酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例の一部改正)

第二十七条 酒類提供営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例(平成十三年広島県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第十二条 第七条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第五条の規定に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第十二条 第七条の規定による公安委員会の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 第五条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3・4 (略)</p>

(広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例の一部改正)

第二十八条 広島県不当な街宣行為等の規制に関する条例(平成十七年広島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第八条 第六条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(罰則)</p> <p>第八条 第六条第一項の規定による公安委員会の命令に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 (略)</p>

(広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部改正)

第二十九条 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(平成十八年広島県条例第四号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠格事由)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一年以上の拘禁刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の拘禁刑若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イーホ (略)</p> <p>三―八 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(欠格事由)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イーホ (略)</p> <p>三―八 (略)</p> <p>(罰則)</p> <p>第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 (略)</p>

(広島県暴力団排除条例の一部改正)

第三十条 広島県暴力団排除条例(平成二十二年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(罰則)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 第二十三条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以</p>	<p>(罰則)</p> <p>第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一―三 (略)</p> <p>2 第二十三条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下</p>



3 (略)	3 (略)
----------	----------

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、令和七年六月一日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第二条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第十六条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第三条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ、又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令（条例を含む。）の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第四条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第四条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第十八条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第五条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められ

ている罪につき起訴をされた者は、第六条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第十三条第一項及び第五項、第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）並びに第十七条第三項及び第四項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（特別職の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第六条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第七条の規定による改正後の特別職の退職手当に関する条例第四条第二項、第五項、第八項（第一号に係る部分に限る。）、第十五項及び第十六項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。